

広島県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県議会議長 中 本 隆 志

広島県議会議規則第一号

広島県議会議規則の一部を改正する規則

広島県議会議規則（昭和三十四年五月十五日議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議時間) 第九条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。</p> <p>2 会議時間は、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰り上げ、又は延長することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(携帯品) 第八十三条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</p>	<p>(会議時間) 第九条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上又は延長することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(携帯品) 第八十三条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。